

競争的資金等の運営・管理における行動規範

競争的資金(科学研究費等)には、申請した研究者へ研究遂行のために交付される“研究費”と、申請した研究者が所属する機関に交付される“間接費”がある。これら資金は、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応え得る運営・管理を、この法人の責任において行うことを原則とする。

不正発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、防止するための組織による取り組みが不足しているという問題があることを職員全員が認識し、競争的資金等の管理を委ねられた機関として、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境と体制を確立する。

不正を根絶するには、この法人に所属する職員が自己決定したルールと体制を遵守することが研究に携わる者の倫理であるということを、職員全員が自覚する。

不正は、この法人全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを研究者・事務担当者とも認識する。

事務担当者は、専門的能力をもって競争的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識する。